

税理士会からの OnePoint

貸倒償却のワンポイント

「商品を売ったのにお金が回収できなかった」なんてこと、ありませんか？

事業をやっている以上、程度の差こそあれ誰もが頭を悩ませる問題でしょう。これほど悔しいことはありませんよね。

今回はそんな時の税務処理、貸倒償却についてのワンポイントです。お金が回収できなかったのだから、無条件に全額経費だろう・・・。実に明快で理にかなっていますが、税務上はそうではありません。

課税の公平性を保つため、税法では金銭債権の回収不能となる事実を次の3つのケースに限定し、損金として認めています。

1. 法律上の債権消滅

その消滅した債権額が損金となります。損金経理の有無は問われません。次のような場合が、例として挙げられます。

- ① 会社更生法等の法律による債権切り捨ての決定
- ② 法令の整理手続によらない、関係者の協議決定での債権切り捨て
- ③ 債務者に対し書面で明らかにした債務免除額

なお、債務免除は、債務者が長期間債務超過の状態にあるなど、債権回収ができないと認められる場合に限ります。支払能力のある債務者に対しては、書面で通知をしても、貸倒れ処理は認められず寄附金として扱われます。ご注意ください。

2. 事実上の回収不能債権

法的には債権が存在していても、その債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合です。

例として、債務者の死亡、行方不明、天災等、経済状況の急変などが挙げられます。

ポイントは「全額」が回収不能であること。そして担保物があるときはそれを処分した後でなければ

ならないことです。

経理面では、回収不能債権の全額を損金経理することが必要。部分的に損金経理することはできません。また、貸倒れ処理の時期は、回収不能が明らかになった事業年度に限られます。翌期以降にずらすことは、利益操作を防ぐ目的から認められていませんので注意が必要です。

3. 一定期間弁済がない場合（売掛債権の特例）

継続的な取引をおこなっていた債務者と、取引停止以後1年以上経過した場合などについて、備忘価額控除後の金額が損金とされます。

この取扱いは売掛債権のみの特例。売掛債権とは売掛金など営業上の債権であり、貸付金などの金融債権は含まれません。また、継続的な取引が条件であるので、不動産取引など単発で取引した債務者に対しては、この適用はありません。ご注意ください。

経理面では、備忘価額（1円以上）を控除した残額を損金経理することが必要です。

さて、ひと通りご説明させていただきましたが、貸倒れの税務処理は個々の事情によって、それぞれ取扱いが異なってきます。特に金額が大きい場合には、税金への影響も少なくありません。判断に迷った時は、税理士会またはお近くの税理士にぜひご相談下さい。

最後に一言。たとえ税務上損金にできたとしても、貸倒れは経営上大きな損失。発生しないことが望ましいのは言うまでもありません。未然に防ぐためには、得意先の与信管理が非常に重要です。日々気をつけていきたいものですね。

(文・税理士 加茂 隆久)



お気軽に
ご相談ください
あなたの会社の
ホームドクター

田中会計事務所 ☎053-475-2511

〈公認会計士・税理士 田中範雄〉浜松市中区高林3-12-13
URL <http://www.tms-hamamatsu.co.jp>

浜松商工会議所のメールマガジン

- 電子メールで効率的に情報収集
- 無料での配信
- 簡単登録

<http://www.hamamatsu-cci.or.jp/magazine/>
にご自分のメールアドレスを
入力するだけ



【問合せ先】浜松商工会議所情報サービス課 (☎452-1110)
E-mail: joho@hamamatsu-cci.or.jp